

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エチオピア	アムハラ州南部地方小都市給水計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文	アムハラ州南部地方小都市給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	633,000千円 H29.5.31まで	H25.6.10 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーメド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H25.6.20 216号
エチオピア	第四次幹線道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とエ チオピア連邦民主共和国政府と の間の交換公文	第四次幹線道路改修計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	7,521,000千円 H29.6.30まで	H25.6.10 アデイス アベバで (同日)	日本側 岸野博之在エチオ ピア大使 エチオピア側 アーメド・ シデ財務・経済開発担当 国務大臣	H25.6.20 217号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。